お客様各位

田川信用金庫

インボイス制度への対応に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されますが、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税は、当金庫が交付する適格請求書(インボイス)により仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、当金庫のインボイス制度への対応を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T5290805007198

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

(例) 窓口における振込手数料、両替手数料、証明書関係手数料等。

3. 口座引落(自動振替)等でお支払いいただく各種手数料について

各種サービス(インターネットバンキング、口座振替など)に対してお支払いいただいた各種手数料につきましては、お客様のご要望に基づきインボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等を作成致しますので、インボイスの発行をご希望されるお客様は、窓口または営業担当者までお申し出ください。

4. A T M・両替機でのお取引について

自動販売機特例の対象に該当するため、インボイスの発行は致しません。

その他、当金庫のインボイス対応につきまして、ご不明な点がございましたら、 お取引店窓口までお問合せください。

なお、インボイス制度の詳細につきましては、「国税庁ホームページ」等でご確認ください。

以上